

福祉!



contents

- 特集：社会を明るくする運動 2
- 連載：仕事のワタシ、普段のわたし 5
- 第二期 成年後見制度利用促進基本計画 6
- information 7
- ありがとうメッセージ 8

「令和3年度三重県障がい者芸術文化祭」の写真部門で入賞された方の作品を公益社団法人三重県障害者団体連合会様よりいただきました。

2022年 **6** 月号
No.372

ふれあいネットワーク

“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

Introduction

社会を明るくする運動をご存じですか？この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な啓発運動です。

毎年7月はこの運動の強調月間と位置付けられ、様々な取り組みが展開されます。

強調月間を前に、この運動についてご紹介します。



更生保護に基づいた運動

社会を明るくする運動は、更生保護制度に基づいた取り組みのひとつです。更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防止し、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。そのために保護観察制度や更生保護施設といった制度や施設が整えられています。社会での立ち直りのためには、地域住民からの更生保護に対する理解や協力がとても重要です。そして何より、本人と共に歩む支援者の存在が必要不可欠です。それが、保護司に代表される更生保護制度を支える民間の支援者・施設等です。

保護司

保護司は、立ち直りを目指す人を地域で支えるボランティアです。保護観察を受けている人と面接して指導や助言、服役している人の帰住先の生活環境の調整、犯罪予防の啓発活動などが主な活動です。保護観察

官よりもより本人に近い立場と目線で関わりを持つ存在として、保護観察の根幹を担うと言っても差し支えありません。

全国では約46,000人（令和3年1月1日時点）、三重県内では681人（令和4年4月1日時点）が活動されていますが、その数は減少傾向にあり、保護司の確保が喫緊の課題とされています。

更生保護女性会

地域の犯罪予防活動と罪を犯した人や非行のある少年の更生生活支援活動を行う女性ボランティア団体です。子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動への協力など、様々な活動を展開しています。

BASSA

(Big Brothers and Sisters Movement)

その名のとおり、兄や姉のような身近な存在として、少年たちのそばで共に悩み、学び、楽しむ青年ボランティア団体です。非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」などを行っています。

協力雇用主

再出発を目指す人にとって経済基盤の安定はとても重要です。協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。

全国で約24,665事業所（令和3年10月1日時点、三重県内では303事業所（令和4年4月1日時点）

更生保護施設等

刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

更生保護施設

更生保護施設は、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けします。現在、全国に103施設があり、法務大

臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されています。対人関係を円滑にするための「社会生活技能訓練」や、飲酒・薬物乱用の問題を改善するため、の処遇などを行っている施設もあります。

第72回「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

犯罪や非行の背景には、望まない孤独や社会的孤立など、社会における様々な“生きづらさ”が存在していることが少なくありません。安全に安心して暮らしていきたいという誰もが抱く願いは、この“生きづらさ”に寄り添う草の根の活動、そして、人と人々が支え合うコミュニティを通じて実現されていきます。

犯罪や非行の防止と立ち直り支援は、国や地方公共団体が一体となって推進していくとともに、保護司をはじめとする民間協力者、そして、地域の多くの方々の御理解と御協力をいただきながら、社会全体で取り組むことが大切です。“生きづらさ”を抱える人、再出発を図ろうとする人の誰もが社会に受け入れられるよう、分野を超えて、それぞれの立場で創意工夫を凝らしていただきながら、包摂的な社会を実現してまいります。

国民の皆様には、「社会を明るくする運動」の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない明るい地域社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根」のもと、本運動に御参加いただきますよう御協力をお願いいたします。

内閣総理大臣

岸田文雄



運動にあたって、岸田総理大臣より寄せられたメッセージです。QRコードから動画でご覧いただくことができます。



自立準備ホーム
平成23年度から、保護観察所長が、あらかじめ登録されたNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼んでいます。自立準備ホームにおいては、委託を受けたNPO法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っています。

更生保護協会等

保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設などの円滑な活動のための資料作成、研修、助成等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行う団体です。また、刑務所出所者等に対する助言や支援などの一時的な保護を行っている団体もあります。

これら支援者の協力なくして、更生保護の目的は実現できませんが、それと共に地域住民からの理解もまた、必要不可欠です。社会を明るくする運動は、更生保護の理念や活動を広く社会に啓発する運動として行われています。

三重県での取り組み

社会を明るくする運動は法務省が主唱し、全国の中央委員会と都道府県推進委員会、地区推進委員会が組織されて活動を展開しています。毎年、内閣総理大臣から活動に寄せたメッセージが寄せられ、YouTubeでも配信されています。

県内では三重県推進委員会に108もの機関・団体が参画（令和3年度）して、コロナ禍で街頭啓発などが制限せざるを得ませんでした。可能な範囲で啓発活動やケーブルテレビを中心に啓発コマーション、作文コンテストを行いました。

小中学生を対象とした作文コンテストは、平成5年の第43回運動から始まり、令和4年度で30回目の実施となります。昨年度は、県内160の小中学校から13,359作品の応募がありました。優秀作品は全国に推薦され、令和2年度には、三重県の中学生の作品が全日本中学校長会会長賞を受賞しています。なお、最優秀賞となる法務大臣賞は、法務省ウェブサイトで公開されています。

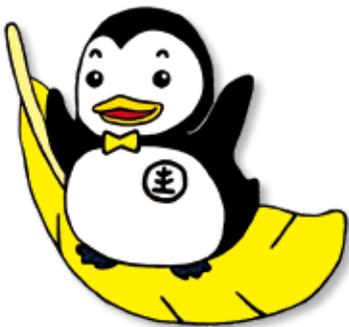
明るく優しい未来の実現にむけて

こうしてしてみると、私たちが関わる地域福祉の目的が、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていただける社会の実現だとするならば、更生保護の取り組みはその一環とも言えます。地域福祉の取り組みを進めていくことが、社会の中で

再出発を目指す人々を支える力にもなることがわかります。それぞれの目的は一見異なりますが、互いの目的を達成していくことで、誰もが暮らしやすい安全で安心な地域社会の実現に繋がると言えるのではないのでしょうか。

運動のスローガンのひとつに、『生きづらさを、生きていく』という言葉があります。罪を犯すことだけでなく、生きていくうえでの失敗はその背景に様々な生きづらさがあります。またその失敗が新しい生きづらさを生んでしまいます。立ち直りを目指すことができる社会は、そういった生きづらさをも包み込んで共に生きることでできる社会です。

来月の強調月間では、様々な形で社会を明るくする運動を目にする機会があるかと思えます。この運動を通じて、多様性の受容、地域の共生について考える機会にいただければと思います。



第71回作文コンテスト

審査結果ページはこちらからご覧いただけます。





仕事の「バランス」、階段のわたし

——みんなのワークライフバランス——

第1回

今回は、玉城町社会福祉協議会の杉木真子さんにお話を伺いました。



現在のお仕事内容を教えてください。

玉城町社会福祉協議会では、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域福祉活動を推進しています。私の主な仕事は、地域の方、一人ひとりの悩みや希望に合わせて提案を行い、年を重ねても自分の生活圏域をそれほど離れることなく生活できるようにお手伝いをする「生活支援コーディネーター」です。地域によって活動内容が異なるためとても難しい仕事だと感じています。具体的な活動としては、地域の会合や自治区単位で行われている体操の場へ訪問し、どのような方が集まっているのか調査を行ったり、地

元トークへ参加し地域のニーズの発掘をしたり、住民の得意なことを発表する場を設け、社会参加の一助となるよう応援しています。

その他にも、地域の課題解決に向けて活動しようと、ボランティアや各種団体、企業などの方々と結成し立ち上がった「元気ですたまき委員会」の事務局をしています。活動には、毎月第3火曜日に町内の保育所・小中学校・駅などで行う「あいさつ運動」、玉城町を住みやすくするために「どうしたらよいかを小中学生と大人が一緒になって考える」「地域福祉座談会」、玉城町社会福祉協議会の事業の紹介や活躍されている団体を紹介する「YouTube」があります。さまざまな活動をしています。少しでも玉城町の「地域力」、福祉力が向上するように仕事に励んでいます。

玉城町
社会福祉協議会
YouTube



仕事とプライベートの切り替え方や休日の過ごし方を教えてください。

私は、生まれも育ちも玉城町です。私は、この町が大好きです。でも、住んでいる町と仕事をしている町が一緒なため、仕事とプライベートをきっちり分けることは難しいと感じています。私は、きっちりまとめることが元々苦手なため、大変だなあと思うことはあまりありません。むしろ、玉城町で仕事をするということにより、自分も地域でたくさんの人とのつながり、日に日に親近感が湧いてくるような気がしています。それでもなお、仕事がスムーズに進まなかったり、連携している団体さんとの情報共有が上手くできなかつたりすると、とてもストレスを感じることもあります。その時は、信頼できる家族や友人、上司に話をきいてもらい、いろんな目で自分がどう見られているのかを確認するようにしています。自分一人で考えられることには限界があるため、他者の意見に耳を傾けることにより、自分の考えも

しなかったようなことが思い浮かんだりするのでとてもよい刺激となっています。

また、私はカメラが好きなので休日は写真を撮りに出かけています。カメラを持ち始めたのは高校生の時です。修学旅行の時に思い出を残したいと伝えると父がカメラを買ってくれました。カメラを向けると笑顔になつてくれる友達をみて自分も嬉しい気持ちになったことを今でも鮮明に覚えています。今は風景を撮ることが増え、人を撮ることは減ってしまいました。風景もさまざまな色、形などがあり、最近はその奥深さを味わっています。

私の撮影する写真は決して上手なものではないですが、写真をみて思い出しに花が咲いたり、つながりのきっかけづくりになったりすると最高の気分になります。



杉木さんが撮影を行ったお写真です。

第二期 成年後見制度利用促進基本計画

その背景と施策について



策定の背景

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人を対象に、ノーマライゼーション、本人の残存能力の活用、自己決定の尊重の理念の下、権利擁護を支える制度です。

国は成年後見制度の利用の促進を図る為、平成29年度から令和3年度までの第一期成年後見制度利用促進基本計画を策定し、全国的に成年後見制度の相談機関の整備、また相談を適切に相談機関につなげるしくみやづくり等が進められました。

しかし、今後も認知症高齢者が一層増加し、成年後見制度を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化することが見込まれるため、令和4年度から8年度までの5年間を対象期間に第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、第二期計画）は策定されました。

第二期計画の目標と

講ずべき施策

第二期計画は、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」、「尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等」、そして「司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみやづくり」を基本的な考え方とし、「成年後見制度等の見直し」、また「権利擁護支援策を総合的に充実するための検討」、「地域連携ネットワークづくり」に積極的に取り組むことを目標としています。

その目標を目指し、多岐にわたる取り組みを挙げていますが、その中でも以下の五つについては優先すべき事項として記載されています。

優先すべき事項

① 任意後見制度の利用促進

任意後見制度は本人が選んだ人（任意後見人）に行つて欲しい様々な支援を契約によ

り決めておく制度です。人口減少、高齢化、単身世帯の増加の進む昨今においては、身寄りの無いことや地域で孤立することで生活に困難を抱えるケースの増えることが考えられ、本人の意思を反映・尊重された生活を続ける為、任意後見制度が利用されるように任意後見制度の周知、適切な運用の確保に関する取組がより重要とされています。

② 担い手の確保・育成等の推進

権利擁護支援のニーズの顕在化や認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増しています。その為、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保・育成に向け、養力リキラムの見直しや研修の実施、活動支援が求められています。

③ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

市長村長申立ては身寄りの無い人等への支援や虐待事案

等で実施されることが期待されます。しかし、地域によって手続きに長い時間がかかる等の例もあり、適切に市町村長申立てが利用出来るよう国や都道府県による継続的な研修や体制整備が進められることが必要とされています。

④ 地方公共団体による行政計画等の策定

市町村・都道府県が地域の実情を踏まえ、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを段階的・計画的に取り組むための方針を示すことが必要としています。

⑤ 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

先述の権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりにおいて、都道府県は関係機関との連携や取り扱う課題の多様さから市町村のみでは担えない役割を主導的に果たすこととされています。また国は各都道府県へ情報提供や研修等を行うこととされています。

4.14 百五銀行

百五銀行従業員組合（委員長 大河内孝規氏）の皆様から 653,337 円を三重ボランティア基金に対してご寄附いただきました。

昭和 57 年 6 月の当基金設立当初から継続してご寄附いただいております。誠にありがとうございます。



左) 百五銀行従業員組合 委員長 大河内孝規 様
右) 三重ボランティア基金 理事長 井村正勝

4.18 三十三銀行

三十三銀行労働組合（委員長 古川純也氏）の皆様から 342,400 円を三重ボランティア基金にご寄附いただきました。

旧第三銀行労働組合、旧三重銀行従業員組合共に両行合併以前より継続して寄附の活動を続けていただいております。誠にありがとうございます。



左) 三十三銀行労働組合 執行委員長 古川純也 様
右) 三重ボランティア基金 理事長 井村正勝

いただいた寄附は、県内ボランティア活動を通じたまちづくりや災害支援に有効に活用させていただきます。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和4年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
コチラ
(ふくしの保険ホームページ)



保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	【新設】特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術	入院中の手術	65,000円		
	保険金	外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額		4,000円		
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		初日から補償
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷		×	○	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	550円

*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉 TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667
受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)



ありがとうメッセージ

～ 心も一緒に届いています ～

社会福祉法人 玉城町社会福祉協議会

令和元年度一般配分

住民への福祉情報や社会参加への啓発活動

コロナウイルスの影響により、顔を合わせて町民の方にお話をする事ができなかつたため、感染しても安心して玉城町で過ごしていただけるよう、福祉情報をYoutubeで動画を配信しました。配分金はYoutubeチャンネルの周知等に使用させていただきました。ありがとうございました。



社会福祉法人 津市社会福祉協議会

令和元年度一般配分

子育て支援事業

コロナウイルスの影響により、発達に不安のある子どもと保護者の交流会、安心して遊べる場所の提供、保護者同士の情報交換の場などの事業については変更せざるを得なくなりました。そのため、子育てに不安のある保護者とその子どもに、手紙やボランティアが作成したお手玉をお送りしました。また、生活困窮世帯の子ども向けに、液体ミルクなどを配布しました。

本事業を通じて地域福祉の向上に寄与することができました。募金いただいた皆様、誠にありがとうございました。



発行人 井村 正勝

編集人 横田 浩一・広報委員会

発行所 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL : 059-227-5145 FAX : 059-227-6618

URL : <https://www.miewel-1.com/> E-mail : info@miewel.or.jp

編集協力 株式会社アイリック

2022年6月号(通巻372号) 令和4年6月発行

「福祉みえ」は三重県社協のホームページでもご覧になれます。また、広報に関するご意見・ご感想は、E-mailにて受け付けております。